

マージン率などの情報について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供いたします。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ① 令和 5 年 6 月 1 日付 派遣労働者数 | 0 名 |
| ② 令和 4 年度 派遣先事業所数 | 0 事業所 |
| ③ 令和 4 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 0 円 |
| ④ 令和 4 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 0 円 |
| ⑤ 令和 4 年度 マージン率平均 | 0 % |

計算式

$$(注) \text{ 計算式 } \frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 \quad (\text{小数点第一位未満四捨五入})$$

マージン率

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣社員に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

派遣社員の雇用主として負担する社会保険料が含まれるほか、健康診断などの福利厚生費、教育研修費用、採用に関する費用や営業費用などの諸経費が含まれています。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象となる派遣労働者 雇入時、派遣中、待機中等	訓練方法 OFF-JT、OJT	訓練費用負担額 有償、無償	賃金支給 有給、無給
作業所での基礎知識	雇入時	OJT	無償	有給
機械操作訓練	派遣中	OJT	無償	有給
トラブルシューティング	雇入時	OJT	無償	有給
リーダー研修	入社 2 年目以上、派遣中	OJT	無償	有給
資格取得推進	入社 2 年目以上、派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口担当 餘舩 佐智雄

電話番号 (078) 742-0391

⑦ 福利厚生に関する事項

年次有給休暇・法的休暇の付与

⑧ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結有

当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当社従業員のうち派遣労働者として業務に従事する者

当該協定の有効期間の終期：令和 6 年 3 月 31 日

株式会社ヤマコー産業
許可番号 派 28-301972